

## 令和5年度 第2回文京区子ども・子育て会議 及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録

日時 令和5年8月16日（水）午後6時30分から午後8時29分まで

場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

### ＜会議次第＞

1 開会

2 議題

(1) 子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果について 【資料第1号】

(2) 子ども・子育て支援に関する実態調査について 【資料第2号】

3 報告

(1) 令和5年度子育て世帯に対する区独自給付事業の実施について 【資料第3号】

(2) 幼稚園型認定こども園について 【資料第4号】

4 その他

5 閉会

### ＜地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）＞

#### 出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、水谷 彰宏 委員、古城 侑子 委員、鳩山 多加子 委員、岩永 麻衣 委員、河合 直子 委員、大橋 久 委員、堀口 法子 委員、佐藤 良文 委員、佐々木 妙子 委員、中嶋 春子 委員、河津 晶子 委員

#### 欠席者

高橋 誉則 委員、岸 雄介 委員、福田 恵 委員、竹内 秀哉 委員、大井 明彦 委員、秋葉 園江 委員

### ＜事務局＞

#### 出席者

多田子ども家庭部長、新名教育推進部長、宇民教育総務課長、篠原子育て支援課長、奥田幼児保育課長、永尾子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所準備担当課長、大塚保健サービスセンター所長、中川学務課長、赤津教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長、横山企画課長、橋本障害福祉課長、渡部生活福祉課長

### ＜傍聴者＞

7名

**子育て支援課長：**それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。

本日もオンラインを併用した開催となりますので、よろしくお願いいたします。

開催に当たり、初めに、配付資料を確認させていただきます。

まず、事前に皆様方に郵送でお送りした次第と資料第1号から第4号までを、まずご確認ください。それとは別に、本日席上配付としまして、こちらは会場にいらっしゃる方だけなのですが、座席表、あと資料第1号に1種、差し替えのページがございましたので、17ページ分差し替えを1枚、資料第2号において、追加で当日配付のものがございますので、資料第2号の別紙1と別紙2をおつけしてございます。こちら会場の方のみでございます。

それとは別に冊子を4冊用意しております。子育て支援計画、オレンジ色のものです。子育て支援計画追補版で子どもの貧困対策計画、ピンク色の冊子です。子育て支援に関するニーズ調査報告書、こちら平成31年3月のもの、緑色の冊子です。最後に、子どもの生活状況調査報告書で、こちらは薄い青色の冊子を4冊つけてございます。

会場にお越しの方で資料に不足がある方、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、オンラインでご参加の皆様方におかれましては、本日差し替え後の資料第1号一式、資料第2号の別紙1と別紙2をメールでお送りしてございますので、ご確認ください。よろしいでしょうか。

最後に委員の出席状況ですが、欠席の委員が岸委員、福田委員、竹内委員、大井委員、秋葉委員の皆様方になります。

そして今現在、学童保育の高橋委員が今まだちょっといらっしゃいませんが、今のところ高橋委員のみ、まだご連絡がないという状況でございます。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長にお願いいたしますが、委員の皆様におかれましては、もう2回目なのでお分かりかと思いますが、ご発言の際には、初めに所属団体名とお名前をおっしゃっていただいて、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、Zoomでご参加の委員の皆様方は、ご発言する際に手を挙げて合図をいただきますようお願いいたします。

では、遠藤会長よろしくお願いいたします。

**遠藤会長：**皆さん、こんばんは。本日は大変お暑い中、また天候が不安定で落ち着かない中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日も多方面から有意義なご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議は次第のとおり、議題が2件と報告が2件ございます。なお会議時間につきましては、皆様のご予定もあるかと存じますので、20時30分頃終了の目安に進行させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

では一つ目の議題、子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果についてに入ります。資料第1号をお手元にご準備いただければと思います。ここでは、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量について、今後の見通しがどのように変化するかを確認してまいりたいと思います。

それでは、資料第1号につきまして、篠原子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**子育て支援課長：** よろしくをお願いいたします。

まず資料第1号の子ども・子育て支援事業の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果についてご説明いたします。

まず1、概要ですけれども、7月の第1回子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会でお示しをしました、出生数から伴う人口推計を基に、今回、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を再算定したため、ご報告するものになります。

前は保育園と育成室のニーズ量をご報告させていただきましたが、区ではそれ以外の様々な事業を行っております。そのニーズ量のご報告になります。

それでは、まず資料第1号、別紙の2ページ目をご覧ください。

この利用者支援事業の(1)でございましてけれども、今まで保育園と育成室については数字が具体的に出るものですので、そういう形のご報告をしておりましたが、このような地域子育て支援事業、あと子育てひろばだとか、様々な施設においては、何か所置くという形で行っておりますので、特に数字は示しておりませんので、その点ご了承ください。

2ページ目の(1)がそのような形なので、それ以外のもので数字が出せるものについては出してお示しをしております。

まず2ページ目からご説明したいと思いますが、まず13事業のうち、主な事業についてご説明したいと思います。1枚めくっていただいて3ページ目をご覧ください。

(2)の地域子育て支援事業の説明になります。まず、この表の見方についてご説明いたします。

表の下のほうに量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期とありますが、この事業については子育て支援計画の策定時である5年前、令和5年度に算定した計画上の数値を、計画上①(元年度)というところに示してございます。そして今回、出生数から人口推計を算出した新たに算定した結果を再算定②、その太枠で網かけがあるところに記載してございます。

また、今回の再算定結果と令和元年度の計画策定時の結果の差については、②から①を引いた数字で、お手元に5年度はマイナス1万1,449人というのが見えるかと思っております。

それでは、3ページ目の地域子育て支援事業についてですが、この事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、保護者の方が子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業になります。具体的には、お名前を聞いたかもしれませんが、さきちゃんちだとか、こまびよといった民間の方々による地域活動団体による地域子育て支援事業と、区のほうで行っております子育てひろばの事業がございまして。今回算定した結果は、再算定②のとおりとなります。

量の見込み(ニーズ量)については、令和5年度、令和6年度のこちらにお示しのとおりです。結果的に人口が、出生数が減っていることもありまして、令和元年度に策定した①の数字に比べて1万人以上減少する結果となりました。

次に5ページ目をお開きください。

5ページ、(4)の乳児家庭全戸訪問事業です。この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業になります。ニーズ量については、令和5年度から令和6年度にかけては、1,759人から1,799人まで増加する見込みですが、令和元年度の計画策定時に算定した計画上①の数値よりも小さくなっており、その差が500人程度生じることとなりました。ですので十分足りているというような結果に、計画上からはなっております。

続いて7ページ目と、8ページ目をご覧ください。

(6)子育て短期支援事業についてです。子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で必要な保護を行う事業、いわゆるショートステイ及びトワイライトステイになります。文京区では、江戸川橋にあります文京総合福祉センターで、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業を、新宿区にある二葉乳児院で、満3歳未満の乳幼児ショートステイ事業を実施しております。

ニーズ量については、8ページをご覧ください。

こちらの表にありますとおり、ショートステイ事業は令和5年度と6年度については523人、トワイライトステイ事業については123人の見込みです。また、確保方策からニーズ量を差し引いた数値は、ショートステイ事業もトワイライトステイ事業も先ほど来ご説明したとおり、今後200人を超える値となっております。ですので、これはニーズがちょっと、少し上回っているということです、計画よりも。

そして続いて9ページと10ページをご覧ください。

(7)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）についてです。ファミリー・サポート・センター事業についても、ほかの事業と同様に今回算定した再算定②の数値が、計画策定時に算定した計画上①よりも小さな値となっております。

少し飛ばして、16ページと17ページをご覧ください。病児保育事業になります。

会場にお越しの皆様には席上に紙で1枚、資料第1号、17ページという資料を配付しております。オンラインの委員の皆様には、本日改めてメールで資料をお送りしておりますので、17ページについては差し替えをしてお読みください。

17ページの表の記載のニーズ量については、令和5年度は3,127人、令和6年度は3,085人の見込みとなっております。差し引いた数値については、800人前後となっております。

最後に、18ページ以降についてになります。

18ページから20ページまでにかけて説明をしております放課後児童健全育成事業につきましては、前回の7月の会議でお示した内容と同じものとなっております。

長くなりましたが、資料第1号の説明は以上でございます。

**遠藤会長：**ありがとうございました。地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の再算定結果についてご説明いただきました。

第1回目で確認した幼児期の教育保育の状況と同様、ニーズ量は全体的に計画の伸びよりも抑えられる傾向となりました。ただいまの内容につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず会場に……、よろしくお願いたします。

**佐藤委員：**私立幼稚園、佐藤でございます。まずニーズ量の再算定、どうも苦労さまでございました。

たしか、私のお話は13番、一番最後のところなんですけれども、たしか去年だか、おととしの会議でも、どなたかがご指摘されていたんですが、保育施設の量的拡大を進める上でという文言について、たしか、その1年前、2年前のときで、もう量的拡大というのは目指さなくてもいいのではないかというような話が出ていたんですが、今回でもまだこの文言が残っているということは、区として、まだ量的拡大を進めようという考えが根本的にあるのだろうか、それとも、これは単に文言が残っているだけなのかどうかを、ちょっとお確かめいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**子育て支援課長：**こちらの目標値は令和元年度に策定した目標値を示しておりますので、令和元年当時の状況を踏まえて記載したのになっております。実際、14ページを見てもらえれば分かるかと思うんですけども、実際ニーズ量は減っておりますので、その部分を踏まえて区としては対応しているというふうに認識してございます。

何か補足があれば。

**子ども施設担当課長：**子ども施設担当課長の永尾と申します。

今、佐藤委員からご指摘のありましたページだと、21ページの(13)のところの文言でしょうか。こちらは子ども・子育て支援法で規定されております区市町村が実施すべき地域子ども・子育て支援事業として規定されているものになり、いわゆる子ども・子育て支援法上で計画に盛り込むべき事項になっております。

ただ実際、委員から今お話がありました保育施設の整備は、区としては考えておりません。この3年間待機児童が一人、二人、ゼロ人という形で推移しておりますし、実際、区内の保育施設も相当空きがある状況になりますので、区としては、新しい保育施設の整備は予定しておりません。

こちらに書いてありますように、いわゆる巡回指導等で必要な支援を行っていきますというところは、引き続き区としても保育の質の向上に向けて、対応していくという状況でございます。

以上です。

**佐藤委員：**ありがとうございます。

**遠藤会長：**ほかに。よろしく願いいたします。

**鳩山委員：**区民委員の鳩山です。また改めてありがとうございます。

確認なんですけど、ほぼみんな、いろんな事情によって、予想されている人数が減っているんですけども、人数が減ったからといって、予算措置が変わるわけでもなく、充実している今までの事業は変わらないですよという、一区民としての質問です。

以上です。

**子育て支援課長：**ご意見、ありがとうございます。今回ニーズ量の算定としては、このような形になりましたけども、だからといって、例えば、病児病後児保育などは今後また拡大していく必要があると区としては認識しておりますし、そのほか、今の時流に合った形での拡大をしていきます。ですので今ある既存の保育園、幼稚園はちょっと置いておいて、そのほかの子育て支援事業については、今現在、だからといって、閉じるとか、そういったことは全く考えていないところになります。

**遠藤会長**：ありがとうございます。

ほかに、会場にご参加の委員の方で、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

オンラインでご参加の委員の方で、何かご質問、ご意見等がございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

**佐々木委員**：慈愛会保育園の佐々木と申します。

ちょっと質問というところなんですけど、8ページで、量の見込み（ニーズ量）というところで、ショートステイとトワイライトステイという、その人数なんですけども、少し減ってきているのはいいんですけど、ただ中身として、ショートステイの対象になるお子さんの事例とか、それからトワイライト、泊まるわけですよ。そういった事例はどんなものがあるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

**子育て支援課長**：ショートステイとトワイライトステイは就業等の理由で一時的な、夜に会議があるだとか、出張に行くだとか、そういった突発的なことがあったときにお子様を夜間までお預かりする、あるいは一泊していただくという、そういった事業なんですけれども、コロナ禍でリモートワーク等が進んだこともありまして、コロナ禍でもショートステイとトワイライトステイは変わらずやっていたんですが、そういった事例は減りました。ですが、就業を理由とした事由なんかはなくなったんですが、逆に、子ども家庭支援センターの所管になります、いわゆるちょっとご家庭に問題がある方の育児疲れ等、そういったところでのレスパイト事業については、むしろ増えておりまして、その部分は子ども家庭支援センター所長のほうから説明していただきたいと存じます。

**子ども家庭支援センター所長**：子ども家庭支援センターの戸でございます。よろしく申し上げます。

昨今、やはり養育困難の方が結構出ておりまして、私たちはそういった養育困難への相談支援としてレスパイト事業を行っているところでございまして、これにつきましては、一般的に広く公募しているものではございませんで、支援を行っている中で必要と思われる、そういったご家庭にサービスのご案内を差上げた上で、そこを望むニーズがある、そういったご家庭に寄り添った支援を行っているところでございます。

**佐々木委員**：分かりました。ありがとうございます。

**遠藤会長**：ほかにいかがでしょうか。会場にご参加の委員の方、特にございませんでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

二つ目の議題、子ども・子育て支援に関する実態調査についてに入っていきたいと思っております。

前回の会議でも議論いたしました実態調査についてですが、本日席上配付資料もございますので、前回からの変更点を中心に、資料第2号の説明を、篠原子育て支援課長よりお願いいたします。

**子育て支援課長**：まず資料が複数ございますので、改めて確認させていただきます。

事前に郵送でお送りした資料第2号のほかに、本日席上配付あるいはメールで送付をいたしました資料第2号別紙1と資料第2号別紙2、こちらは当日回収させていただきますが、この3点を基にご説明をしたいと存じます。よろしいでしょうか。

初めに設問の一覧について説明し、その後、別紙1、別紙2の説明をしたいと思っております。

まず設問一覧につきましては、ちょっと前回かなり小さく見づらかったので、文字をかなり大きくして読みやすくさせていただきました。

この設問一覧につきましては、7月に行いましたこの会議において、委員の皆様からご意見をいただいたところを含む主な変更箇所がございますので、こちらを順にご説明したいと思います。

まず、変更点ですが、1ページ目をご覧ください。

番号が振ってあるかと思うんですけども、1ページ目の7番目に、これは所管のほうから、ちょっと要望もございまして追加しておりますが、高齢の家族の介護の有無というところで、子育てと高齢の家族の介護を同時に行う家庭の皆様の状況を把握するために設問を追加してございます。

次に4ページ目をご覧ください。4ページ目のNo.99、よろしいでしょうか。大丈夫かな、私、ページ番号間違えていない。大丈夫ですか。

4ページですが、そこにある設問の中に、変更というのは、前回までは海水浴やプールに行くとか、あるいはキャンプやバーベキューに行くという具体的なイベントのことを示しておりましたが、今回聞きたいのは、要はそういった体験をやっているかどうかというところを聞きたいということもありますので、アウトドアに行くというふうの一つにまとめてしてあります。こちらは平成31年ときにやった設問と変わってくるんですが、そこは比較の対象にできなくなりますが、やっぱり今の質問に合った形で、これは訂正をさせていただいております。

次に、同じページの4ページの112番をご覧ください。

こちら、前回までは、タブレットやスマートフォン等をというふうな言い方をしておりましたのを、これも細かな話なんですけど、本や電子機器を買うというふうにさせていただきました。本といえば、もちろん書籍もありますが、コミック等も含むわけですから、幅広い意味でこういった娯楽に関するものを含めた本という言い方にしております。

失礼しました。本や電子機器を買うというのを、ちょっとあまりにも今で言うところなのかということもありまして、スマートフォン、ゲーム機等にちょっと一旦変更させていただきます。こちら趣旨としては、そういった娯楽に関する部分を記しているかということだと考えていただければと思います。

続いて、6ページから8ページまでの小学生保護者についてです。

こちら、変更箇所は就学前児童の保護者と同様の3か所となります。こちら変更点は、7番目の高齢の介護の家族の有無を入れてございます。

また、8ページのNo.73のアウトドアに行くという項目に変更しております。

また、同じ8ページの86番、本や電子機器を買うというものをスマートフォン、ゲーム機等に変更してございます。

次に、9ページから10ページまでの中学生保護者についてです。

こちらの変更箇所も先ほど申したとおり、同様の3か所になります。番号のみをお示しいたします。9ページのNo.6、同じく9ページのNo.22、9ページの35になります。

次に、11ページをお開きください。

11ページから12ページまでの高校生世代保護者についてです。こちらの変更箇所は、小学生、中学生、就学前の保護者の方の質問に加えて、12ページの36番、こちらは子育ての不安や悩みというのを、これ高校生世代保護者の方だけありませんでしたので、追記をいたしました。

そして、次に13ページをご覧ください。

小学生本人への質問についてです。こちらは2項目を追加してございます。

まず13ページのNo.10、こちら追加で学校に行きたくないと思っただことがあるかというのを追加、高校生世代の設問にあった項目を小学生本人にも追加をいたしました。

同じく13ページの追加項目としてNo.11、学校に行きたくない理由を追記いたしました。

次に、14ページから15ページまでの中学生本人についてです。こちらについても、小学生と同様に2項目追加いたしました。

14ページのNo.10、No.11に、先ほどご説明した学校に行きたくないと思っただことがあるか等の質問を追加してございます。

次に16ページから17ページまでの高校生世代本人についてです。こちらについては、16ページをご覧くださいなのですが、2項目追加してございます。

まず、No.21ですが、追加として、事故や事件に巻き込まれる不安の有無というのを追記してございます。No.22にその理由も追記してございます。

次に18ページから19ページまでの、独り親の低所得の方に支給される児童扶養手当受給保護者についての質問です。こちらは3か所、変更点がございます。

まず18ページの22番です。こちらはアウトドアに行く。

同じく19ページの35番、こちらは先ほどご説明したとおり、スマートフォン、ゲーム機等に変更いたしました。

同じく19ページのNo.48、子育ての不安や悩みについて小中学生の保護者の方に聞く設問と同様の設問を追加いたしました。

次に、20ページから21ページまでをご覧ください。

就学援助受給保護者の方への設問についてです。こちら先ほどご説明しておりますとおり、No.22のアウトドアに行くという部分ですね。No.35、スマートフォン、ゲーム機等に変更しております。No.48、子育ての不安や悩みを追記いたしました。

次に、22ページの就学援助受給世帯の小学生ご本人については変更はございません。

次に、最後に23ページの就学援助受給世帯中学生についてですが、こちらについては前回からの変更点はございませんが、No.7の名称を、奨学金資金に変更しております。

これは所管課や会議を経て調整をしたものですが、まだ国から共通設問の案内がございませんので、それですと、あまり変わりばえがしないということもありまして、我々のほうで別紙1と別紙2を用意しました。

具体的に、保護者ご本人の方々はどう見えるのかというところを一例として、席上配付あるいはメールで送付してございます。

別紙1をご覧くださいと思います。

まず、こちらのお手元の資料は回答いただくご本人の方々に、この調査の目的や概要を知っていただくためのご案内の資料を案として示してございます。これは各保護者用



と小学生、中学生用とございますが、回答者に、調査の目的や調査事項を簡潔にお伝えるものを、これをベースに考えております。

最後に別紙2になります。こちらの資料は、前回の7月の会議においてご意見のあったものなど、四つの設問の実際の聞き方というのを一例として示してございます。あえて障害の有無だとか、あるいは子育ては楽しいかといった様々な、我々としてはかなり聞くにはちょっと、少し配慮しなければならない設問項目を実際にこうやってお示しをしております。これを一例として、最終的には全部の設問についてこのような具体的な内容を示す予定になっております。

最後に別紙2をご覧ください。こちらの資料は、前回の会議においてご意見のあったものなど、四つの設問の実際の問いと選択肢を示しているものになります。ですので、こちらをご覧ください。

なお、先ほども申し上げましたが、別紙2については、本日の会議の場でのあくまで検討用として配付しておりますので、会場にお越しの委員の皆様につきましては、資料を会議終了後に回収させていただきたいと存じます。

長くなりましたが、説明は以上になります。

**遠藤会長：**ありがとうございます。ただいま子ども・子育て支援に関する実態調査について説明していただきました。

これまでの説明の中でご質問、ご意見等がございましたら、会場にいらっしゃる委員、オンライン参加の委員の順番でご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

**佐藤委員：**私立幼稚園、佐藤でございます。度々申し訳ございません。

これがもうずっと何年、何回も行われている調査であるということであるから、致し方ないのかなとも思うんですけども、やはり徹底的にニーズ量を調べる調査ですということはずっと言っておいででいらっしやいます。

たしか私の前任の川合先生の時代から、もうすぐ多分ニーズの量という数字の話は終わりになって、これからは質を求める時代になるはずだということをお話をさせていただいて、私も先日、書面でそういったことを書かせていただいたと思います。

今までの経緯があるので、ニーズ量と書かざるを得ないというのではあろうなというふうに思うのですけれども、やはりこれでいくと、結局、幼稚園行きたいですか、保育園行きたいですか、認定こども園行きたいですかという、その選択肢が三つぐらいしか多分用意されていなくて、どういう幼稚園、どういう保育園、どういう認定こども園というようなところが出てくると、より質に迫れるのではないかなというふうに考えております。

特に詳しくは私も存じ上げませんが、保育園さんも施設が足りないといった時代に設置基準を随分変えたという経緯がございまして、そういった意味では保育園でございませうといても、全部同じような基準でやっているわけではないのであろうというふうな想像をしております、やはり子どもの最善の利益とあって、これが全て始まっているのであれば、子どもたちがどういった施設、それが何ていうんでしょう、何園であるという形ではなくて、もっとこういう価値のあるところで育てほしいと。それこそ、やはり保護者の方も答えがいろいろあるのではないかなというふうに思っております。

なので、ニーズ量ということを消せとは申しませんが、そういった質に迫れる質問を入れていただきたいなというふうに思っております。

何より、もう本当にいろんな保育園さんでも今空きができていう状況の中で、昔は空きがあるからそこに行こうという話でしたけれども、これからはこんなにいい保育園がある、こんなにいい幼稚園があるから文京区に行こうというほうの話を考えるべきであると思いますので、そういったことをにおわせるだけでも、文言に出していただけるとありがたいと思います。

以上です。

**遠藤会長：**よろしく申し上げます。

**子育て支援課長：**貴重なご意見、ありがとうございます。確かに委員のほうからは様々なご意見を頂戴しているというのは認識してございます。

例えば、就学前児童保護者の質問で、2ページ目の設問項目の28番から37番目というのが、その対応するところなのかなと思いますが、これはあくまで概要を示しておりますので、その中でどういった聞き方ができるというのは、検討する余地はあろうかと思っています。

ですが、今回あくまで次の計画をつくるためのニーズ量を量るための目的で、しかも今回その事業の回答をされる方々は、一番多い方で124問という、かなり膨大な量になりますので、そういった中で今現状設問を追加することは考えておりませんが、例えば選択肢の中で、そういったことができるかどうかというのは、関係所管課ともちょっと検討したいというふうに思います。

**遠藤会長：**それでは、まず。

**佐藤委員：**ごめんなさい。ありがとうございます。

本当にもう量が充足しているという状況で、まだ量を聞くということは、それだけ見ると、回答の意欲にもちょっと関わるかなというふうに思いついて、こんなことなら答えたいというような質問が、もし、していただけるならと思ってお話いたしました。

努力していただいていることはよく分かります。ありがとうございます。

**遠藤会長：**それでは鳩山委員申し上げます。

**鳩山委員：**すみません、区民の鳩山です。私、区の方の味方をするわけではないんですが、今のことにに関してなんですが、佐藤委員の質に迫るというのもよく分かるんですが、質に迫る前にまずはニーズの量というのは、数じゃなくて、数なんですけど、ニーズはどんなものかなと事前に調べた上での質問、質に迫っていくので、やはり、これからの策定するに当たってのニーズは必要かなと思うのと、同じく佐藤先生のお話を聞いていて、28から37までの質問はどんなふうになるのかなというのが、とても興味がありました。

というのは、資料2号の別紙2のところに、この子どもの障害の有無についてとかいう、このことに関して、これだけの問を四つ考えてくださって、そのほかもずっと、私たち今説明していただいたのは、設問内容だけを、ばっと話をしていただいたんですけど、この中に具体的にこうやって一つの質問に関して、1から17まで考えたりとかして、本当にこれも設問を考える方は大変なんだろうなと思っていましたので、また戻りますが、今のお話の中で28から37のところ、どんな質問の仕方をするのかなが楽しみです。

実際に私たち、区民には、この委員は見ることはないのでしょうか。該当になったらどんな質問か分かるけども、その辺が知りたいなと思いました。

以上です。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。今回、国から設問のものはまだ来ていないということもございまして、現在まだこの状況です。次の子ども・子育て会議はちょっとかなり時間が空いてしまって、調査が終わった後になります。ですので、会議体としてこの資料の最終版というのはお見せすることはできませんけれども、事前に委員の方々には郵送で配付する等してご意見を頂戴する時間は取りたいと思っております。また、その中で調整ができる部分はしてまいりたいと思っております。

以上となります。

**遠藤会長：**よろしくお願ひします。

**堀口委員：**文女連の堀口です。質問なんですけれども、家族の状況の中でご説明があった高齢の家族の介護の有無は、内容的には同居に限られるわけでしょうか。

**子育て支援課長：**現在まだこの設問についてどういう形にするかというのは、高齢福祉課の所管の見解もあってからになりますので、まだ具体的にどういう設問にするかというのは、まだ決まっておられませんけれども、今後また委員の皆様方にお示しするときに、またご意見を賜ればと思っております。

ただ、介護はやはり同居だけではない介護もあるかと存じますので、そういった部分も踏まえた上で、委員のご指摘の部分はきちんと所管のほうに伝えてまいりたいと思ひます。

**堀口委員：**よろしくお願ひいたします。あと続けてよろしいですか。

**遠藤会長：**よろしくお願ひします。

**堀口委員：**子ども食堂の設問があるんですけれども、子ども食堂の認知度と利用状況というふうにあるので、具体的な質問事項の、どういうふうに質問されるかは分かりませんが、利用したいけれどもできない理由が分かればいいなというふうに思ひましたのでお伝えをします。よろしくお願ひします。

**子育て支援課長：**去年でしたか、子どもの貧困調査の場合において、子ども食堂は本来、生活が厳しい方だけではなくて、孤食を防ぐための目的でもあるのですが、文京区の場合は、やはりその辺の地域特性もあって、なかなか通わせづらいという方もいらっしゃるかと思うので、そういったところの部分はちょっとくみ取れるかどうかは、今後ちょっと設問の中で検討してまいりたいと思ひます。

**遠藤会長：**ありがとうございます。よろしくお願ひします。

**水谷委員：**区民委員の水谷です。よろしくお願ひいたします。

資料第2号別紙1なんですけれども、小学生用とそれから中高生用ということで、大変工夫して書いていらっしゃるなという感じがあるんですけども、率直な感想で言いますと、最初の文章が、特に小学生用の場合、いろんな要素が入り過ぎてしまって、ちょっと小学生からすると分かりにくいかなと。例えば、安心して子育てができ、これ家庭のことかな。地域みんなで子育てを手伝い、これ地域の話。子どもが楽しく、自分の話かな。急に赤ちゃん、放課後、多分こういうのが、いろんな要素を入れなきゃいけないという事情はあるかと思うんですけども、大人でも理解するときには何が主体の話なの

かなということがあるので、これ案でしょうけれども、特に小学生、中高生の場合はもう少し文章を区切るなどして、分かりやすい、協力しやすい文言にしたほうがいいのではないかなと。

もし自分で考えるとすれば、その真ん中にあるいただいた回答は、文京区の子育て支援の充実に生かされます、という文言も、例えば、皆さんの回答は、文京区の子育て支援の充実に生かされます、ということで、小学生も中高生も自分たちが区政に関わっているんだという動機づけができるといいんじゃないかなというのが、まず一つ感じました。

もう一つなんですけれども、前回の生活状況調査を見ても、いろんな制度についてやっぱり認知度が半分以上の人が知らないというものがあるので、例えばこれ、可能かどうか分からないんですけれども、アンケート、今回インターネットですよ。一番最後に興味があった制度について、ここに行けば知ることができますよという、そっちに飛ぶような工夫をすると、このアンケートを機会にして、せっかく充実した文京区のいろんな制度に理解がいくんではないかなというふうに感じました。それはいろんなシステム上の問題があるかもしれないんですけれども、もしそうすれば認知度が高まるんじゃないかなと思いました。

以上2点です。

**子育て支援課長：**貴重なご意見をありがとうございます。今回お示ししているこの三つの資料は、委員の皆様方にご説明する用のもので、実際ははがきサイズのものに落とし込みをしますので、意識をして、もう少し平易な形になろうかとは思いますが、やはり委員のご指摘のような、こういう、例えばいただいたという表現も確かに、今よくよく見ると、本当にそれでいいのというところがございますので、このアンケートの実際、対象になる方々にお送りするはがきのイメージも、ちょっとおつけできれば渡したいと思っておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただければと思っています。

ちなみに先ほど郵送でお送りしますと言いましたが、メールで、PDF等をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

また、知名度が、認知度がちょっと低いという部分については、委員がおっしゃっており、前回の生活状況調査で分かったところではありますけれども、前回の生活状況調査というのは、例えば何か不安なことがあればというので、イエス、ノーの形でここを見てねというQRコードをつけて、はがきの裏面に文京区の子育て支援の取組をひもづけるようになっています。今回もそれを採用したいと思っています。

ただ、できればインターネットの最後の部分に何か興味があればというところは、委員がおっしゃる部分もあろうかと思えます。ここはちょっとシステム会社のほうと協議しながら、できる部分はやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

**遠藤会長：**ありがとうございます。ほかに。よろしく願いします。

**岩永委員：**区民委員の岩永です。よろしく願いします。こちらの実態調査は、子どもの気持ちや状況を知る上ですごく貴重な実態調査になると思えます。

一方で、今日新たに追加されたと言われた項目なんですけど、小学生本人、例えば13ページの10番、11番、学校に行きたくない理由であったり、16ページの22番の事故や事件

に巻き込まれる不安を感じる理由なんかの質問項目では、新たな重大な問題が明らかになってしまう可能性もあるかと思えます。こういった場合、匿名だと思うので個人への対応というのは難しいと思うんですが、例えばいじめとか虐待とか、そういった問題が明らかになった場合は、区のほうで何かしら対応ができればよりよいなと思っておりました。

以上です。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。ここでご本人が答えることによって、誰も気づかない、気づきに近づけるといふ部分は委員がおっしゃるとおりだと思うんですが、ただ今回一方的にお送りする形になってしまうので、IDの個人情報のひもづけを行っておりません。ですが、もしそういった回答があった場合には、当然所管課のほうでもより一層注意をしてというところで、幼稚園、保育園、あと小学校、中学校、高校というところで、注意喚起ができるような部分はしてまいりたいというふうに考えてございます。

**遠藤会長：**ありがとうございます。お願いします。

**高櫻委員：**青山学院大学の高櫻です。ご説明をいただきましてありがとうございます。

今日追加でいただきました資料第2号の別紙2について質問をさせていただきます。

この内容というのは子育て支援を考える上では、やっぱり聞いておきたいところ、特に大変な状況にある方々の声を拾うという意味で、大事と思っております。

その一方で、質問項目を考えると、難しかったのではないかと拝察しているところです。例えば、1ページ目の子育ては楽しいかという質問なんですが、前回調査の資料を見ましたら、楽しいと感じることのほうが多いとか、つらいと感じることのほうが多いという言葉だったのが、今回、具体的な言葉になったというところで、何か文京区としてのお考えがあったのかどうかを、教えていただきたいと思っております。

もう一点は、めくって2ページ目の就学前児童保護者の（1）の質問の11番のところに、子どもを邪魔に感じる時があるという表現があって、質問項目として、果たしてこの文言がいいのかというところは、疑問を感じるところです。というのは、今回の調査に答えてくださる方は、きっと子育てにも向き合いながらも頑張っておられる方だと思うので、ここに果たして丸をつけられるだろうかということと、つけた後に、罪悪感を感じてしまう。どういう言葉がいいのか分かりませんが、もう少し考えていただくとありがたいと思いました。

以上です。

**子育て支援課長：**委員のご指摘の部分、本当にごもつともだと思っております。生活状況調査のときにも、かなりセンシティブな質問をするというところで、私たちも相当工夫をしたところでございます。今回のこの不安や悩みだとか、楽しいかという部分も、委員がおっしゃったように、楽しいと感じることが多いだとかという部分についても、今回お示ししているのは、これは確定ではなくて、あくまで1案ですので、今後、今回のいただいたご意見を基に、何が一番いいのかというところと、あと邪魔に感じる時があるという、そういった質問を受けることによって自分の隠れた気持ちが出てしまうという部分も十分分かりますので、その部分をよくよく工夫をしながら、今後設問項目をつくってまいりたいと思っております。

メールのほうで、またこの設問項目をお示しいたしますので、ぜひご意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

**高櫻委員：**ありがとうございます。特に楽しいかというところは、今、項目を見ると、楽しい系の質問がすごく並んでいて、楽しいでしょう、楽しいでしょうと言われていくような感じがして、もちろん楽しいと思うんですけど、以前の感覚をはかるような質問のほうがいいかもしれないです。どうぞよろしくお願いいたします。

**遠藤会長：**ありがとうございます。

**佐藤委員：**私立幼稚園の佐藤です。今の子どもを邪魔にという話なんですけれども、私の経験のことなんですけれども、どうしたらいいか分からないことがあるというような言い方をして、確かにと言われたことがあるので、もしかしたらそれも参考になるかもしれません。

**遠藤会長：**ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

オンラインでご参加の委員、それでは、河合委員、よろしくお願いいたします。

**河合委員：**公募区民の河合でございます。すみません。ちょっとコロナになってしましまして、今オンラインで参加させていただいております。

先ほどご説明いただきまして、改善をいろいろしていただきまして、ありがとうございました。結構質問とか意見がいろいろあるんですけども、一つ一つの資料ごとにご質問したほうがよろしいですか。それとも、まとめてしてしまったほうがよろしいでしょうか。

**子育て支援課長：**どちらでも大丈夫です。

**河合委員：**じゃあ、ちょっと一つずつというか、まず資料2号に関して疑問があります。

一つ目は**高櫻委員**のご指摘ありましたけれども、ちょっとセンシティブになりそうな内容だなというのが、児童虐待防止策という、いろんなところにちりばめられる、例えば3ページ目の77問目とか、あとコピーでほかの方にも聞かれていると思うんですけど、具体的にはどういうことをこれ、どういうニュアンスで聞かれるのかなというのが、ちょっと気になっています。

これが一つ目と、あともう一つは提案なんですけど、4ページ目に、学校行事の話があります。111です。私の地域では、千石なんですけど、何か地域のおみこしとか、何かのイベントとか、地域イベントが結構あったりして、結構子どもさんが参加して楽しくやっていますみたいなことあるんですけども、よくよく見ると地域イベント、文京区イベントとか、そういったものに関する言及が全くないので、それもちょうと取り入れて、学校行事や地域行事などに親子で参加するみたいな、ちょっとザクッとまとめたらいかかなというふうに思いました。

以上が資料2に関する話です。

**遠藤会長：**じゃあ、一旦ここで。

**子育て支援課長：**ご意見、ありがとうございます。まず、この児童虐待防止策というところですが、例えばレスパイト事業なんかは、例えば自分がお子さんをちょっと虐待したくなってきたときに、どういうストレスの発散をされているかという部分の聞き方をしようかなと思ってはいるんですけど、この分具体的にまだ設問を決めておりませんので、これもまた、この場でご説明できなくて大変恐縮ですが、今の部分もかなり

センシティブな話になろうかと思imasので、その部分はよく協議をした上で、設問を図ってまいりたいと思imas。

また次の地域行事の部分は、本当に委員がおっしゃるとおり文京区は必ず7月や9月にお祭りがありますし、そのほか町会のイベント等もご置imasので、そういった部分をちょっと入れる方向で、これは考えたいと思imas。

**河合委員：**ありがとうございます。では、次なんですけど、何かはがきサイズに最後はまとまるということで、本当に案なんだなどと思imasお伺いして置imasけれども、小学生向けの調査票に対する話です。

すごく細かいですが、1行目は安心して子育ての「て」が抜けて置imasなどか、あとルビがついて置imasないところが一部あるなどか、ご家族の「ご」は子ども向けだと不要だなどか、あと施設等の等は「など」のほうがいいんじゃないかというのが、四つほど細かいアイデアとしてはあります。

それに加えると、子育てを置imasしている人たちで話し合ってというふうに書いてあるんですが、実は私は子育てを置imasして置imasませんで、そのような立場で話し合っても良いのかなと思imasながら読んで置imasしまったりするので、下のほうの絵にあるように、みんなでというふうな形とか、もっと広く、話し合っをする人が参加して置imasるんだよというニュアンスに置imasして置imasいただけるとありがたいと思imas。

以上が、その調査票に対するコメントです。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。その表現についても、先ほど佐藤委員や水谷委員からご指摘いただいたようなところで、きちんと調整をした上で進めてまいりたいと思imas。

もう一つ、すみません。河合委員、もう一度ご質問をおっしゃって置imasいただけてよろしいでしょうか。

**河合委員：**質問というか、全部そうですね、気がついたところなので。

**子育て支援課長：**そうですね。かしこまりました。いただいた訂正箇所については、反映する方向で調整したいと存じます。

**河合委員：**あと、コメントというか、最後に、先ほどほかの委員の方からもお話がありましたけど、これ最後に出す前に、小学校の先生とか、小学生自身とか、1回ちょっと査読してもらったほうが良いような気は置imasします。保秘の関係が置imasありますが、私も「状況」とか、子どもは分かるのかなとか、例えば施設等の「等」というのは、役人言葉っぽいんですけど、小学生でも十分分かつるとか、その辺の閾値がちょっと判定しかなる部分があるので、そういったところは小学校に何かお詳しいというか、レベルが分かる方に見て置imasいただけてよいかというふうに思imasました。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。

**河合委員：**設問のほうですが、設問内容については、一つ睡眠時間に関する設問を置imasして置imasいただけて置imasありがたいかなと思imas。最近のお子さんは寝る時間が少ないなどという印象を私は個人的に置imasして置imas、そこはちょっと把握、文京区として、それを受けて置imasも施策につなげることにはならないのかもしれないんですけども、ちょっと気になって置imasるところがあるので、もし可能であれば、置imas加えて置imasいただきたいなという

のが一点と、あと23と24ですが、習い事も多過ぎるのかなというのが逆にあったりもして、受けたいけど、やりたいけど親に言えないというのと、逆にやりたくない、中学受験を受けたくないけど親に言えない、習い事をやりたくないけど親に言えないというのを両方追記しておいていただけると、併記ですか、よいのかなというふうに思いました。設問については、以上です。

次は保護者のなんですけど、1回区切ります。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。今いただいたご意見もちよっと踏まえて協議したいと存じますが、今回設問の項目等については教育委員会の部門も当然入っておりますし、そこには教員の方々もいらっしゃいますので、そういった中でしっかり協議をしてまいりたいと思います。

また、そのほかの設問項目については、睡眠時間等は今現状、自分の健康や病気というところでの設問で限られればと思っはいるところではございますが、その部分も所管課とも協議をした上で、改善できる部分をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

**河合委員：**ありがとうございます。最後は保護者用の依頼文なんですけども、これ、ちょっと違和感を感じたのが、依頼文がないんですね。依頼文というのは、例えば皆様の声は大変貴重ですとか、ご多忙の中お手数とは存じますが、お時間をいただき回答にご協力いただけますと幸いですとか、何か、その手のが、子どものものは教えてくださいと書いてあるから依頼されているんだろうと分かるんですけど、そういった、ぜひご協力をお願いしますみたいな文がないので、これは、そういった紙があって、調査の概要が別についているのか、そうでないのか、ちょっと分からなかったです。なので、もし単に抜けているだけでしたら入れていただければいいかなと思いました。これが一つ目です。

もう一つが、いろいろあるんですけど、あげるという表現がすごく多くて、子どもに対して何々してあげるというのが最近の表記、一般的なのかもしれませんが、昔は、何々してやるが一般的だったなど、これはもう個人の感覚ですので、伝えただけです。すみません。

**子育て支援課長：**ありがとうございます。そのあげるという部分は、ちょっとこの部分もどうい表現がいいかは協議をした上で、恐らくあげるのままのほうがいいのかと我々は思っております。

もう一つ、目的についてですが、今回、先ほどちょっとはがきというふうに申しましたが、実際は封書で案内文とQRコードでコンタクトできるものをつけてお送りするので、その中には区長からのお願いという形での文章も掲載する予定でございまして、その中できちんとそういった委員ご指摘のような説明なんかもできればと思っております。

以上です。

**河合委員：**ありがとうございます。これが最後ですが、そのような中で、今の目的の中の「なお」以降に、絶対漏らしませんというふうに書いてあるんですけども、その案内文のほうで、なお書きのほうでご協力ください、なお漏らしませんという流れになっていたほうが美しいかなというふうに思いました。



以上です。どうもありがとうございました。

**子育て支援課長**：ありがとうございました。個人情報に関する部分は書面でもしっかり記載させていただくとともに、実際インターネットで回答する場合においても、その部分をしっかりと表現した上で取り組んでまいりたいと思います。

**遠藤会長**：ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員で、何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。  
高橋先生よろしくお願いいたします。

**高橋委員**：白百合女子大の高橋です。

今、お話が出ていた内容と絡んでくるんですけど、もしかしたら聞き漏らしちゃったことかもしれないんですが、やっぱり今回の調査って、当事者である子どもの本音をどれだけ聞けるかというところが、やっぱり肝になってくると思うんですね。そのときに、やっぱり小さい子たち、小学生たちがどれだけ、この内容を理解して、本音をしゃべってくれるか、答えてくれるかというところを掘り下げるところが一番大事になってくると思うんですけど、もしかして今まで議論していなかったかもしれないんですけど、子どもたちへの説明文の中に、もう当たり前のように子育て支援というのが出てきます。我々にとっては、もうごく当たりの言葉で、ごく普通に使っている日本語なんだけど、子育て支援という言葉が小学生たちが日常的な会話の中でしているとは思えないんです。

ちょっと大きくなれば、中学生、高校生ぐらいになって、そういう方向に興味がある子どもたちであれば、分かるかもしれないんですけど、やっぱり特に小学生は分かりにくいと思うので、この説明文があるんですけど、すごく丁寧に工夫されているなというのは分かるんですが、この前段のところ、そもそも子育て支援はどういうものなのということ、かみ砕いて、最終的には君たち子どもたちのためのものなんだよということが伝わるようなメッセージが、前段の前段ぐらいのところであってもいいかというのを、改めて感じました。

それからもう一点だけ、これもしかしたら僕の聞きそびれかもしれないんですけど、高校生世代とありますよね。この高校生世代は何歳ぐらいまでを射程に入れていたんです。ご存じのとおり、若者というくくりにすると39歳までいってしまうので、この会議体が射程に入れている、いわゆる子どもというか、調査対象の年齢、それがもう少し、高校生、いわゆる18歳までじゃなくて、それより上まで見ているんだとしたら、少し区切って聞かないと、やっぱり聞き方として、答える側のやっぱり立ち位置が違っていると、異なった回答が出てくる可能性があると思うので、その辺りどうなっているのかちょっと教えてください。

**子育て支援課長**：ご意見をありがとうございます。まず小学生の、特に4年生から今回聞きますので、そういった部分にどれだけ我々が日常的に使っているもののかみ砕いてご説明するかという部分も重要であるというふうに考えてございます。委員がおっしゃるとおり子育てという言葉は多分、小学生のお子さんたちが使うとはとても思えませんので、委員がおっしゃるとおり、そのような表現をうまくかみ砕いてやるか、あるいは注釈といった形でつけるかといった工夫は、今後してまいりたいと思っています。

また、その部分を前段にしっかり記載した上で、きちんと目的意識を持って小学生のお子さんご本人の意識を持っていただいた上で設問が取り組めるように工夫してまいりたいと思います。

また、今回の調査ですが、一応我々としては高校生世代というのは18歳までを示しています。一応児童という定義で考えておりまして、児童は18歳までですので、そこまでの部分で高校生世代、ですので18歳までということで、対象になる方々にはその18歳のある一定の年齢までで無作為で抽出してお送りしますので、例えば19歳の方々に届くことはございませんので、そういった部分では問題ないのかなと思っております。

また、委員ご指摘の19歳から39歳まで、いわゆる若者と言われる部分ですけども、これも、たしか7月の会議で少し委員にお話ししたかもしれません。これはまた別途、子ども・若者計画という中で、その39歳までの支援をどうしていくかという部分を拾っていく必要がございます、今回ちょっとそういった部分は、今回はあくまで子育て支援計画のニーズ調査ですので、その部分には今回触れていないということでございます。

以上になります。

**高橋委員：**すみません。後半の部分が私が忘れていたんで、お恥ずかしい限りで、申し訳ありませんでした。

その流れなんですけど、今、児童福祉法の話を出されて、児童という言葉が使われたのでなんですけど、これ確認なんですけど、児童福祉法上だと18歳未満という表現になっていますよね。18歳までと、18歳未満というところをしゃくし定規に考えると、やっぱり違う話になっちゃうんですけど、これは高校生世代というところで、児童福祉法をちょっと飛び越えて、18歳も含むというような理解でオーケーですか。

**子育て支援課長：**委員おっしゃるとおりです。ですので、ちょっと今児童という言い方をしましたが、具体的には平成何年の何月何日生まれまでの方という形で抽出を行いますので、その中で高校生世代と我々は定義しておりますので、そのような形での考えを持っております。

**高橋委員：**ありがとうございます。分かりました。

**遠藤会長：**ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。オンラインでご参加の委員の方から、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

貴重な意見をいただきまして本当にどうもありがとうございました。

それで、私からちょっとだけ気がついたというか、あれなんですけど、中学生本人とか、あるいは高校生本人というところで、居場所に関わる質問というのがあると思うんですけど、これ居場所に関して情報を得たいということなのか、それともb-1abについて情報を得たいということなのか、個々の設問というところで考えると、b-1abに関して聞きたいという感じにはなっているんだと思うんですけど。

一方ではその居場所というようなことのニーズであったりとか、実際にそれを利用しているという実態を聞きたいということなので、多分、少し話が違うような気がするんですけども。この辺りの質問意図というのは、どういうことになっているのかなというのを、少しお尋ねしたいと思ったので。

**児童青少年課長：**児童青少年課長の鈴木と申します。この今b-1abというのが、平成27年4月からオープンをいたしました、それまでは中高生の居場所がなかなかないというふうに言われていたんですね。それを踏まえて、そういった施設ができたんですけれども、なので、b-1abについての利用状況というのを一つ聞かせていただくというところと、それ以外の居場所についても、こういった施設があれば利用したいかというのを聞かせていただくので、中高生のb-1abという部分と、それ以外の居場所全体のことを聞かせていただくというところが趣旨でございます。

**遠藤会長：**そうすると、その部分は分けて情報が取り出せるという工夫がなされるということですか。居場所を文京区の実態を私、存じ上げませんが、民間NPO、あるいは財団が設けているような居場所というのも徐々に増えつつあるような状況で、b-1abを利用しているということと、その他の居場所ということを活用しているというのが、基本的にはちょっと違うことになるかと思しますので、その辺りの意図を少し明確にさせていただいたほうがいいかなというふうなことを感じたところでございます。

あともう一つ、特に中学生と高校生に関して言うと、図書館というのも一つの居場所的な機能を果たしているというふうに考えることがありまして、そうすると、文京区にはたしか10ぐらいの区立図書館があったような気がしますけれども、その区立図書館の利用とかというようなことについての設問というのが、基本的にはちょっと見当たらないような気がするんですけれども。その辺りも、もしかしたら情報として得られれば、有用なのではないかなというふうなことをちょっと思った次第ですが、この辺りいかがでしょうか。

**子育て支援課長：**まず図書館の担当が不在ですので、私のほうで会長からいただいたご意見を踏まえて、居場所の一つとして図書館というのはあり得ると思しますので、そういった部分も踏まえた上で、反映できるかどうか協議したいと思します。

**遠藤会長：**あと文京区、教育センターでいろんな催しをやっていると思うんですけども、ああいったところの利用状況とかというのは、何か別の調査で押さえられているんですか。科学教室とかパソコン教室とかも結構、積極的にやっているような気がするんですけれども。

**教育センター所長：**教育センターの所長の木口と申します。今、会長がおっしゃったように教育センターでは主に小学生ですとか、中学生、あるいは一部未就学のお子さんにも対象に、一部の授業は大学とも連携して、主に土曜日中心に講座をやっております。それと別途、教育センターのほうで毎年度、利用状況とか把握しておりまして、それは別の資料でまた公開しているところでございます。

**遠藤会長：**ありがとうございます。

**高櫻委員：**すみません、青山学院大学の高櫻です。以前に説明されていたのかもしれませんが、一点だけ教えてください。

今、資料第2号で、小学生本人と後ろのほうに就学援助受給世帯小学生というのと分かれていると思うんですけど、これは就学援助受給世帯小学生には、例えば22ページの内容だけが送られるのか、それとも小学生本人というものと一緒に、こちらも送られるようになりますか。よろしく願います。

**子育て支援課長**：今回お示しした就学援助受給世帯の小学生ご本人方々、中学生ご本人の方々に対する設問はこれが全てになります。ですので、そのほかの設問については全体調査の中で把握をしていきたいというふうに考えてございます。

**高櫻委員**：そうしますと、その前の、小学生本人のところでは聞かれている、不安や悩み事は就学援助受給世帯小学生には聞かないということになりますか。

**子育て支援課長**：現状はそういう形で考えてございますが、設問の数をあまり増やしたくないという意図と、様々な意図があるんですが、ちょっとそこの委員のご意見も実は協議の中ではありまして、全部聞いたほうがいいんじゃないのかという意見もありましたので、そこは改めてまた協議したいと存じます。

**高櫻委員**：ありがとうございます。ご検討いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**遠藤会長**：それでは皆さんよろしいでしょうか。

続きまして、次第3、報告に入っていきたいと思えます。

初めに、(1) 令和5年度子育て世帯に対する区独自給付事業の実施について、資料第3号の説明を篠原子育て支援課長よりお願いいたします。

**子育て支援課長**：ではお手元の資料第3号をご覧くださいければと思います。

こちらは、昨年度0歳から18歳までのお子様全員に、所得制限なく一人3万円を給付するという事業を行いました。今年、区長のほうからも施政方針を踏まえて、概要のご説明にもなりますが、今年6月、国が示した方針の中で、児童手当の所得制限の撤廃、また対象年齢の拡充というところで、これまで所得制限があって1円も児童手当を受給されていない世帯がございました。これは文京区のほうで半数以上を占めます。また、対象年齢についても15歳までというところですが、文京区としては16歳以降も塾や受験等でお金がかかるんだというところを踏まえまして、この国による実施までの間は、早くて令和7年2月でございまして、その間はもらえないままということとございまして、そのことを踏まえまして、その期間までの間、区独自で給付事業を実施して支援をするということが概要になります。

この区独自給付事業は、では何があるかといいますと二つございまして。

まず最初は16歳から18歳までの高校生世代を養育する者に対する支援ということで、育成支援金と我々が役所で申しておりますけれども、育成支援金がまず一つ。

もう一つは所得制限によって児童手当の対象外になった方の世帯に対して、養育者の方に対して、こちら独自給付金という言い方をしています。この二つの事業を同時に実施をいたします。

給付対象になりますのが、(1) の高校生世代の育成支援金、こちらは先ほどちょっと高橋委員からもご質問いただいた実際の年齢なんですけれども、平成17年4月2日から20年4月1日までに生まれた、文京区に住所を有しているお子さん、あくまでお子さんが住所を有していることが、肝要です。ですので、親御さんが文京区にいて、例えば鹿児島等で勉強している場合は対象外になります。そういった対象の方々、児童ベースで約5,300人と見込んでおります。

(2) の独自給付金はこの下にありますアからウまでの、要は児童手当を受給する資格があるにもかかわらず、1円ももらえていない方に対しての支援になります。ですの

で、この場合は、児童手当の場合はあくまでお子さんではなくて、養育者の方が文京区にお住まいかどうかで確定されますので、こういう要件を申しております。

この予想対象児童の方々は約1万4,300人を見込んでおります。給付額ですが、児童一人当たり月額5,000円ということで、月の初めに文京区に住所があるかどうかということとを判断しまして、月5,000円を支給するというものになります。

5番目の給付方法ですが、今回様々な議論をした上で、上半期、下半期で分けて支給をいたします。

育成支援金のほうについては、今年の4月から9月まで文京区に住所があったお子様に対して、6か月3万円ですね。下半期分はまた同じように3万円ということです。

独自給付金のほうは、ちょっとこれご説明すると少し長くなっちゃうんですけども、この独自支援金は児童手当の仕組みを使って行いますので、児童手当の仕組みが6月から5月までという仕組みになっています。

ですので、今回は6月から9月までという部分が、まず上半期。下半期分を10月から6年3月までとしておりますけども、こちらも本当は令和6年5月までなんですけども、一旦これは年度の関係もありますので、3月までとさせていただきますので、今後、国の動向を見ながら5月まで支給するかどうかを判断したいと思っております。

1枚、裏面をご覧ください。申請方法ですが、申請内容を確認した上で指定口座に振り込むんですが、申請方法は昨年の給付、支援金という事業を行ったときと同じように、郵送またはLINEでの申請を予定しております。

7番目の申請期限ですが、こちらにあるとおりでございます。

前回の、昨年度行ったときには申請書をお送りした後は、特に勸奨通知は送らなかったんですが、今回はある程度時間を区切ってやりますので、勸奨通知も行う予定でおります。

8番目の周知方法は、区の公式LINEアカウント等を使いつつ、対象者になり得る方々方には全数で配布するほか、様々な手段を用いて周知をしてまいります。

スケジュールですけども、9月の子ども・子育て調査特別委員会という子ども専門の委員会があるんですが、その中でのご報告をさせていただいた上で、10月下旬には案内文の送付を各世帯に行いたいと思っております。その後、審査を経て、来年の2月までに上半期分を一括支給、その後、下半期分については令和6年7月までで支給を一旦終えたいと思っております。

その他ですけども、令和6年度以降については国の動向を踏まえて検討いたします。

文京区はこのような独自給付金を行いますけども、別途東京都では018サポートということで、所得制限なく18歳までのお子さんに対して月5,000円を支給していますので、文京区に住所がある、資格がある方はダブルでもらえるということになります。

簡単ですが、ご説明は以上です。

**遠藤会長：**ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは河合委員、よろしくをお願いいたします。

**河合委員：**河合でございます。本件なんですけれども、スケジュールと申請期限との関係がちょっと分からない部分がありまして、5月の中旬にプッシュ型で一括支給して5

月の下旬にも、何か支給する。2回これは配られるということで、まず合っていますでしょうか。

**子育て支援課長：**一つ大事なことをご説明し忘れておりました。上半期のときには必ず申請書を出していただく必要があります。そこで支給された方については、我々のほうで個人情報と振込先が分かりますので、下半期については、文京区に居住していることが確認でき次第、特にこちらから申請書をいただかなくても、プッシュ型で支給をする予定でおります。

ただ一方、下半期以降に文京区に越してきた方については、別途申請いただく数がありますので、そういったことで、5月下旬には上半期に申請をしていて、もらっている方に対しては、プッシュ型で振り込みをすると。下半期分、7月下旬については、それ以降新たに文京区に越してきた方に対しての支給ということで分けてございます。

**河合委員：**5月下旬のほうも申請不要者なんですか。細かい話は、全員に配られれば全然構わないんですけども、私のイメージとして、文京区に引っ越してきてよかったなと思う瞬間があるとすれば、12月15日に転入してきたら、その場でこういう制度がありますよ、お子さんがいらっしゃいますよね、どうですか申請しますかと言われて、その場で申請ができたらとてうれしいだろうなというふうに思っています。そういったことは実現されるのかなというのはちょっと思いました。

以上です。

**子育て支援課長：**実は転居してきた方々については、我々のほうで窓口でその資料をお送りしますので、もれなく届くことだろうとは思いますが、ちょっとここは児童手当等のウィークポイントと言ったらよくないですが、公務員の方々はそれぞれの職場で児童手当をもらっているの、これはどうしても届かないんですね。ですので、例えば霞が関のほうで働いている国家公務員で文京区に住んでいる方々は、文京区から児童手当を出していませんので、その制限を超えている方がもらえるかどうかという部分は、いかに区報とか、公式LINEを見ていただいているかというところに尽きると思いますので、こういった部分は課題だと認識しておりますが、きちんとお手元に届くように工夫をした上で、委員のおっしゃるような、文京区に越してよかったと思えるような政策につなげてまいりたいと考えてございます。

**河合委員：**ありがとうございます。

**遠藤会長：**よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。

それでは、次の報告のほうに入ってまいりたいと思います。

報告の二つ目、幼稚園型認定こども園についてに入ってまいりたいと思います。

資料第4号のご説明を、宇民教育総務課長よりお願いいたします。

**教育総務課長：**教育総務課長の宇民でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料第4号をご覧ください。まず資料の説明からさせていただきます。まず資料第4号の1ページ目、1枚目が、こちらが概要版となっております。

2枚目、2ページ目からが本章。本章のほうは13ページ構成となっているものでございます。本日はこちらの本章のほうでご説明をさせていただきますので、2ページ目、あるいは2枚目をおめぐりください。

幼稚園型認定こども園についてですけれども、区立幼稚園の認定こども園化につきましては、平成28年に文京区立幼稚園の認定こども園化検討委員会で検討を重ねまして、その報告を踏まえた形で現在、施設の改築、改修に合わせて、その時々々の待機児童数等の状況を総合的に考慮の上で、区立幼稚園の認定こども園化を幼稚園型で進めることとして、柳町こどもの森ほかの計4園のこども園化を決定しているところでございます。

また、こども園化を決定した4園につきましては、施設の整備を進めておりますので、その整備が完了した後に順次、認定こども園に移行することとしております。

今般こちら、下のところ、2番、名称・所在地にあります一番上の湯島幼稚園が令和7年4月に開設を控えているということもありまして、この4園に共通する運営に係る基本的な事項について、幼稚園型認定こども園運営委員会を開催いたしまして、基本的な事項を決定したものでございます。

2枚目、次のページをご覧ください。

まず定員ですけれども、4園共通いたしまして、1歳児から5歳児まで計131人としているところでございます。こちらにつきましては平成28年の報告書の段階では150人から170人の規模が望ましいということで、この4園の施設整備を進めてきたところですが、昨今の待機児の状況等を踏まえまして、131人という形で若干スケールダウンをしたところでございます。

2番目の教育保育時間のところですが、こちら1号認定から3号認定までのそれぞれの時間が書かれていますけれども、今までの区立幼稚園との違いといたしましては、1号認定のところの預かり保育の時間になります。こちらを既存の区立幼稚園では午後6時までといったところで行ってございましたけれども、区立保育園の時間と合わせる形で、午後6時15分までと、15分延長したところでございます。

次のページに参りまして、職員体制のところ、4番になります。まず施設長ですが、認定こども園につきましては、三つの施設長があります。一つは認定こども園全体としての施設長、それと1号認定等に係る区立幼稚園の施設長、それと保育機能施設としての施設長のその三つの施設長がございまして、こちらについては全て幼稚園長が兼務するという形で考えております。

(3) のところ、幼稚園教諭でございまして、以前の考え方のところでは、柳町こどもの森を参考といたしまして、幼稚園教諭と保育士のダブル担任制が望ましいということとしてございましたけれども、幼稚園型で整備をするということの前提といたしまして、基本的には幼稚園教諭で全てを賄うということにしてございます。ただし原則、保育士資格を有する者ということで、事前に区立保育園等で研修を受講して、しっかりと保育のスキルを磨いた上でついていただくということで、今年度からも短期、長期、それぞれの研修に取り組んでいるところでございます。

次のページに参りまして、5番目、給食の提供でございまして、こちらにつきましては全ての園児に完全給食を提供することとしてございまして、そのほか預かり保育の園児にはおやつ提供、また延長保育のところでは補食の提供をするということで考えているところでございます。

第4としまして教育・保育の内容としましては、文京区の場合、文京区版幼児教育・保育カリキュラムを策定しておりますので、こういったことを踏まえまして、ベースと

しての幼稚園教育要領、それと幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、文京区版幼児教育・保育カリキュラムを活用した形で、全体的な計画や指導計画を編成して、教育及び保育を提供する予定としているところでございます。

また、行っていく事業といたしましては、現在区立保育園、あるいは区立幼稚園で行っております特別保育、次のページに参りまして、医療的ケア児への対応、それと、認定こども園として求められております子育て支援事業、次のページに参りまして、預かり保育、延長保育等、年末保育の実施を考えているところでございます。

この後は入園選考、あるいは保育料等については現行の区立幼稚園あるいは区立保育園等のものをこちらのほうに取りまとめたものとなっております。

最後に1ページ目の概要版にお戻りいただきたいんですけども、今後のスケジュールでございます。9月に開催されます文京区議会で報告をし、その後、研修などの体制整備、あるいは条例などの規定整備、そういった実務面での準備を進めまして、令和7年4月に最初に開設をいたします湯島幼稚園の開設を目指していく予定としているところでございます。

雑駁ではありますが説明は以上です。

**遠藤会長：**ありがとうございます。ただいまご報告いただきました内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしく願いいたします。

**佐藤委員：**すみません。私立幼稚園の佐藤です。度々本当に申し訳ありません。

今ですね、子どもたちの待機児童の状況を見て、定員を減らされたというお話もされていましたが、例えば、今それぞれの幼稚園で、どのぐらいの定員でいらっしゃるのかということを見ると、私の一番近く、近くという言い方はおかしいんですが、後楽幼稚園さんなんかの場合は、たしか1クラスずつであったように思います。ですので、そこから考えると、どうしてもこれはもうプラスに、定員を増やすよというような宣言に見えるわけでございます。

そして、ご存じの方も多いかと思うんですけども、今までは8月ぐらいに公立、私立の幼稚園の協議会というのがございまして、そちらで翌年度の募集人員をそれぞれ確認、調整するというようなことが、今年ももちろん行われるわけでございます。

その中で、ごめんなさい、後楽幼稚園さんは、たしか4歳児の募集が10名以下だったらばクラスを編成しないというような文言もありまして、そういう現状の地域ではあるわけです。それを、認定こども園にするからといって4園を同じに扱うというのは、その地域的な状況をあまり見ていないのではないかとというようなことが一つございます。

なので、私から今お話ししたいところは、もっと地域的な違いということをしっかりと考えられたほうがよろしいのではないかとということと、あともう一点は、今お話ししました公私立の幼稚園の協議会というのがありますが、それは今後どうなっていくのでしょうかというようなことでございます。

そして、やはり何より待機児がもうゼロになって、空きが出ているという状況において、これ以上増やすということは私立にとっては非常に、幼稚園だけではなく恐らく保育園さんにとっても、ちょっとどうなのかなというところを意見として申し上げたいと思っております。



**教育総務課長：**こども園の定員についてご意見いただきましたけれども、先ほどお話をさせていただいたとおり、当初平成28年に整理をした150人から170人、それをベースに施設整備のほうを進めておりますので、極端な形での規模の縮小というのは難しいかなというふうには考えております。

また、全体的なクラスを編成するにおきましても、集団教育あるいは集団保育を維持する一定の規模といったものも考慮しなければいけないということで、そういったことを総合的に勘案いたしまして、今回この131人という数字を示させていただいたところになっております。

ただ一方で、待機児の状況等については、こちらのほうでも認識しておりますし、こちらのほうの資料、先ほどの定員の項目のところにございますけれども、開設に当たっては、その時々々の待機児童数や在園児童数、在園児数等の状況を総合的に考慮の上で定員を設定ということで書かれております。

認定こども園だけで全体的な、そういった待機児の対策といえますか、取っているものではございませんので、公私協の場も含めまして、区立や私立の保育園、あるいはその他幼稚園等、そういった全体の数等との中で、そういったところについてはご相談させていただければというふうには考えております。

**佐藤委員：**ありがとうございます。ということは、今は始めるときには131で始めるけれども、今後見直す可能性はありますということで、理解してよろしいですか。

**教育総務課長：**今後の待機児の数は注視していきたいと思っておりますので、その状況によりというところで、ご理解いただければと思います。

**佐藤委員：**これは平成28年度のときに、この4園を認定こども園化するということが決まりましたということで、それは承知しておりますが、ほかの区立幼稚園さんについては同様の考えはございますでしょうか。

**教育総務課長：**今、4園の考え方の整理ということで今回ご報告をさせていただいておりますけれども、その後、小日向台町小学校の同じく改築が予定をされておりますので、併設をしております小日向台町幼稚園につきましても、認定こども園化をしていくというふうに考えております。

**佐藤委員：**分かりました。ありがとうございます。

**鳩山委員：**区民委員の鳩山です。何回かこども園についてお尋ねしていたので、こうやって具体的に資料が出てきて、いよいよ進んでいるんだなということを実感しました。

三つのことで教えていただきたいんですけども、一つは勉強不足で申し訳ないんですが、平成28年のときに決まったので、文京区が幼稚園型認定こども園にした理由、いろんな形の認定こども園があると思うんですが、幼稚園型にした理由はどうしてなのかなというのが、すみません、今までの説明の中であったかと思うんですが、教えていただきたいことが1点目。

それから確認なんですけど、教員に関しては説明していただきましたように、28年のときは柳町幼稚園のように、保育士さんと幼稚園の教員が一緒と思ったけど、今回は全て幼稚園教諭ということでいいんですね、その人たちは今、佐藤先生がおっしゃったように後楽幼稚園とかは3年保育がなかったりするから、教員の人数が増えますよね。こ

れ全て、23区特別区の公立幼稚園の試験に受かっている方が教員になるということではないでしょうか。多分いいんだと思いますが。それが、二つ目です。

それから三つ目は、概要のところは質の高い幼児教育と、質の高いというのがいろんなところに出てきているし、委員の先生方にも何回も質の高いというのが出てくるんですが、質の高い幼児教育とは何だろうといつもいろんな人に聞いてもいろいろなんです。今回幼稚園型認定こども園をつくるに当たっての、この質の高い幼児期の学校教育というのはどんなふうなことをイメージというか、考えていらしたんでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

**教育総務課長：**まず1点目、幼稚園型にした理由ですけれども、幼稚園型、この類型を考えていくときに、様々な声がありまして、例えば幼稚園が地域とともに歩んできた歴史がありまして、認可幼稚園として存続してほしいと、そういった声が大きかったこと。あるいは以前の子ども・子育て会議におきましては、今まで幼稚園として大切にしているものを継承できるようにしてほしいと、そういったご意見も出ていたと。そういったことを踏まえまして、区立幼稚園をベースとした幼稚園型とするといったことを打ち出したものでございます。

2点目の教諭についてですけれども、先ほど幼稚園教諭、これから人数を増やさなければということでご質問ありましたけれども、幼稚園教諭で全てを配置するために、これから採用も増やしまして、この認定こども園に必要な幼稚園教諭を全て採用すると、それで全体の数を確保するというところで考えております。

三つ目の質の高いというところですが、ちょっとなかなか難しいところではあるんですけれども、基本的には先ほど申し上げました教育保育の内容のカリキュラムというところで、もともと幼児期の質の高い幼児教育・保育を実現するために、文京区版の幼児教育・保育カリキュラムを策定したといったような経緯がございます。

カリキュラムの内容としましては、それぞれの年齢児ですが、それぞれの時期に応じて狙いを定めた上で、こういった経験をさせたいのか。その内容を、例えば生活する力、人との関わり、学びの芽生えなど、そういった分野ごとに分けて、様々なそういった内容を定めているものになっています。

また、こういったことと、先ほどご説明しましたこども園の教育・保育要領や幼稚園の教育要領を踏まえた上で、全体的な計画や指導計画の編成、それと振り返りの羅針盤として活用することで、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の充実に取り組むと。そういったことに取り組むことによって、質の高い幼児教育・保育が実現できるものというふうに考えているところでございます。

**鳩山委員：**すみません。ありがとうございました。3点に関してはとてもよく分かりました。

さっき委員の方の中でご発言されたことに関しての、すみません、個人的感想なんです。実は私も現役の頃、公私協の私立幼稚園の先生方との会議には何回も出席させていただきました。そのときの主な内容は、本当に定員数の中、せめぎ合いのような感じでした。公立がなかなか3歳保育、3年保育をつくるのがということもあって、後楽幼稚園さんとか、幾つか、青柳とか、3年保育はできていませんでした。

また時代とともに、こうやって何か区民にとってどっちがいいのかなど、定員数を考えていくことが必要なんだなと感じました。

以上です。

**遠藤会長**：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

**高櫻委員**：青山学院大学の高櫻です。以前、新名部長と共に、文京区版の幼児教育・保育カリキュラムを最初につくらせていただき、さらに改訂版もつくらせていただいた者として、この場には携わった者が私しかおりませんので、少しだけお願いというか、お話しできたらと思っています。

このカリキュラムは最初的时候には、3歳、4歳、5歳ということで、つくっておりました。その後、やっぱり保育園のゼロ歳、1歳、2歳も加えた形で、小学校に上がる前の6年間をとということで作ったものです。現場の先生方、園長先生方が現場でこういうことを大事にしたいという声からつくったものなので、非常にいいものができたと思っています。

少し心配なのは、その当時にも話があったんですが、こども園用としてはつくっていないところがあります。こども園になりますと、9時から2時までの時間での教育を受けるお子さんと、それ以降もいらっしゃるお子さんがおまして、9時から4時で、集中した時間で教育を受けるお子さんと、その後も長時間にわたる保育を受けるお子さんとの間で、生活の緩やかさであるとか、生活のリズムというものを考えなければいけないということです。そのためこのカリキュラムを見ながら振り返りをしたり羅針盤にして保育を考えてくださいと、現場の先生にお願いするに当たって、そういうところの違いをどう考えていこうかというところは、議論にも上がったところです。

ただ、その当時はここまでこども園化にはなっていなかったもので、そこまで丁寧に深く、その議論ができたかという、私自身は反省点かなと思っています。

それなので、もし可能であれば、私もできることはお手伝いをぜひさせていただきますので、改訂版というわけではないんですが、これをつくってから何年もたっていますので、もう一度振り返る機会、見直す機会をつくっていただくことをご検討いただくとありがたいというお願いです。よろしくお願ひします。

**教育総務課長**：今回ご報告をさせていただいているところで、運営委員会のほうは一旦そこで終了という形だったんですけども、まだ引き続き区立幼稚園長あるいは区立保育園長等のご協力もいただきながら、実務的な準備は進めていきますので、そういった場の中で、今いただいた意見をお伝えしまして、どういうふうな形でこのカリキュラムを活用していく、あるいは新たなカリキュラムを検討するのかなど、そういったことも含めて考えていきたいと思ひます。

**高櫻委員**：よろしくお願ひいたします。

**遠藤会長**：ありがとうございます。それでは古城委員、よろしくお願ひいたします。

**古城委員**：一般公募委員の古城と申します。よろしくお願ひいたします。

私は質問が一つございます。預かり保育について伺いたひです。

幼稚園の場合、預かり保育は休職中、就職活動中のときは申請もすることができませんでした。保育園の場合には就職活動中でも申込みの申請をすることができました。

幼稚園型認定こども園について、お母さんがこれからお仕事を探すという場合は、預かり保育は申請することができるのか、それとも仕事が決まってからでないと申請することができないのか、それを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

**遠藤会長：**よろしくお願いします。

**学務課長：**学務課長の中川でございます。

預かり保育につきましては、古城委員がおっしゃるとおり、今幼稚園のほうでは、基本的には保育の必要性がないと利用はできないという形になっておりいます。今後、認定こども園化したときについてですけれども、まずその1号認定、2号認定、3号認定という形での認定というところが大前提になってくるので、基本的には1号認定というところでいうと、今の区立幼稚園の考え方を横引きするような形にはなるのかなとは思っているところがございますけれども、詳細についてはもう少し、開設までのタイミングまでには詰めていきたいと思っております。

**古城委員：**ありがとうございます。私が幼稚園に子どもを入れようと思ったときに、幼稚園の入園を機に働こうと思ったのですけれども、預かり保育の申請ができないということで断念した経緯があったので、もし、これから働きたいというお母さんも多いんじゃないかと思うので、こども園の細かいことを決めるときに、ちょっと保育園寄りな考え方で、就職活動中の人も申請できるようになるといいなと個人的に思っています。

以上です。ありがとうございます。

**遠藤会長：**ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは高橋先生、よろしくお願いいたします。

**高橋委員：**すみません。白百合女子大の高橋です。

ほかの区にもちょっと関わることと思うんですが、やっぱり幼保連携型、区立幼稚園と区立保育所がカップリングして、幼保連携になるという話は、よく聞くんですけど、幼稚園型にしたということは、やっぱり文京区の特徴の一つかと思うんですね。

先ほど質問をされて、回答があったので、なるほどそういうことかというふうに納得はしたんですけど、ただ、そうはいつでも、管轄省庁が今度こども家庭庁のほうに入るわけですね。こども園になったことで、根っここのところが大きく変わるということだから、幼稚園という文化も残しつつというのは確かに大事なことだと思うんですけど、根っこが変わることで、やっぱりいろんなところで再検討が必要になってくると思うんです。

それで、全部はちょっと申し上げられないんですが、やっぱり職員、保育者のことがやっぱり一番気になっていて、説明の中で、幼児教諭を中心としながら原則として保育士資格を有するという表現がありますよね。原則として保育士資格を有するということは、ほぼ全ての人が保育士資格を持っているというふうな受け止め方をやっぱりすると思うんです。

実際に今の幼稚園の先生の、若手の人たちは大半が保育士資格をお持ちでしょうから、そういう意味では現実的には問題はないと思うんです。ただ、ずっと幼稚園畑で働いていた人が、こども園になって、保育士としての自分をまた表現しなきゃいけないとなったときに、やっぱり戸惑うとは思うんですね。

そのときに、今の区立保育園の先生が異動してきて、戦力になるとか、今の幼稚園だけではなくて、ほかの力を使って盛り上げていくという構想はあるのかなのかということ、ちょっとお聞かせください。というのは、中盤の辺りで、本来幼稚園型だから幼稚園教育要領だけしっかり読み込めばいいんだけど、教育・保育要領もしっかり見ようということを宣言されていますよね。これ幼保連携型にしか当てはまらないことなんだけど、ここまでやろうとしているのであれば、やっぱり保育所保育の専門性が高くて、実務経験も豊富な人が中に入っていないと、ちょっと言うだけ番長みたいなことになっちゃうかもしれないので、その辺りの人員配置に対して、どんな構想をお持ちか教えてください。

**遠藤会長：**よろしく申し上げます。

**教育総務課長：**人員配置についてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、幼稚園教諭のみでの配置というふうに考えております。

それで、先ほど原則保育士資格を有するというお話でございましたけれども、今後整備していく認定こども園につきましては、基本的に保育士資格を有しているということで、なおかつ事前に区立保育園等で研修を受けた者を配置していくというふうに考えております。

また認定こども園が増えていくにつれて、認定こども園の経験を持った両方の資格を有した者が増えていき、そういう人たちが認定こども園の中で異動していくことによって、さらに認定こども園の質を高めていったり、あるいは開設当初のスタート時の基礎をしっかりと押さえていくと、そういったこともできるように取り組んでいるところでございます。

**高橋委員：**ありがとうございました。国のほうの認定こども園の立ち位置の問題とか、やっぱりかなり不安定なので、基礎自治体のところで回していくのは大変な苦勞がやっぱりあると思うんですね。なので、苦しいところかなと思うんですけど、だから、これ書面で書いちゃったりすると、やっぱり受け止め方というのは結構、我々シビアに受け止めちゃうので、原則として保育士資格を持っているとか、あと幼保連携型認定こども園教育・保育要領をしっかりと見るとかというふうに、かなり風呂敷を広げてちゃっているところがあるから、そのときに基本幼稚園教諭ですみたいなことだけを強調しちゃうと、そのずれみたいな感じちゃうことがあると思うので、僕はこれ、認定こども園という制度上はそういう名前になっちゃうんだけど、幼稚園のブラッシュアップ版だと思っているんですね。

なので、何か、その辺の中間領域みたいなところを提案しているというふうな受け止め方をするとしくりくるので、だからその辺りちょっと工夫していただいて、本当にこれはお願いですけど、保育所保育の専門性みたいなところ、これ研修だけだとちょっとやっぱり怖いから、やっぱりその辺りはうまく協働して、保育所保育の専門性をしっかりと持たれた方と協働していただけると、より安心かなというふうには思います。これは私の個人的な意見ですが、以上です。

会長、お返しします。

**教育総務課長**：ありがとうございます。認定こども園の職員の質の向上ですとか、あるいは専門性の向上につきましては、今いただいたご意見等も踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

**遠藤会長**：それでは河合委員、よろしくお願いいたします。

**河合委員**：公募区民の河合でございます。今の高橋先生のご意見に激しく賛同いたします。私アルバイトで保育所に行っているんですけども、職員の方で幼稚園資格を持って、幼稚園からいらした方はやっぱり若干キャラが違うなというか、分かるんですね、何となく。

そういうこともありますので、保育所の、特に14時から18時15分というのは、もう保育しかやらないくらいの時間帯があると思いますので、何らかの形でバランスが取れた人員配置をしていただけるとよろしいかと思いました。

以上です。

**遠藤会長**：ありがとうございます。では鳩山委員、よろしくお願いいたします。

**鳩山委員**：すみません、いろいろなことになりましたが、人的に関しては、既に柳町幼稚園で保育士さんと接して、幼稚園教諭と一緒にあって、何年間か実施されていると思いますので、それをぜひ生かしてほしいなと思うのと、委員の方の中で、幼稚園になると幼稚園教育要領だけを見るんじゃないかという、保育所保育指針を見ないじゃないかという、そんなことは言っていないと思うんですが、でもこども園になるということ自体は、幼稚園の先生方も、ちゃんとこども園という長時間になるし、子どもの発達とかも学んでいくという姿勢があるんじゃないかなと、別にフォローするわけじゃないですけど、それを期待しています。

それから私、学者の先生に教えていただきたいんですが、こども家庭庁になったけど、保育園も幼稚園も教育の中身は文科省で、こども家庭庁はどちらかという虐待とか、おうちに関係するような子どもということを中心にやるので、保育の内容とか、何ていうか教育の内容に関しては、引き続き、だから文科省だけど、もちろん幼稚園教育要領と保育所保育指針、今合体になりましたので、と保育園も一緒に幼稚園と幼児教育要領とともにやっていくと思っているんですが、すみません、もう一回、どなたか、こども園はこども家庭庁に入っちゃうんでしょうかというところ、どなたか教えていただけたらと思います。

今日じゃなくてもいいです。自分で勉強してきますが、ちょっとその辺がこども家庭庁の位置づけも何かいろいろ言われていて、4月から始まっているということでしたけど、私が繰り返し聞くには、教育の内容と保育の内容はそのまま文科省が受け継いで、要するに子どもの全体の生活とか、ということに関してはこども家庭庁がというふうに認識しているんですが、違ったらと思っています。

以上です。

**遠藤会長**：形式的に言われていることと、実態というところが、なかなか合致しないところもあるかと思います。今のところも多分、不透明なところがたくさんあるという状況だと思いますので、制度面、形の上では、そういう形で今整理されて、定まっているというところはあると思うんですが、実際の保育内容、幼児教育内容ということに関して言うと、それをどういう形でうまくすり合わせていくのかというのは、多分

今後の検討事項になっているのかなというふうには、個人的には捉えているところでございます。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議題として予定しているものについては全て終了いたしました。

最後に今後の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

**子育て支援課長：**今日は活発なご意見をたくさん賜りましてありがとうございます。

区のほうでしっかり協議をして、いい事業にしていくように精進したいと思います。

次回の会議日程については、来年の1月16日火曜日、時間は同じで調整を進めております。また開催のご案内文書は改めてお送りいたしますが、来年の1月16日の18時半から20時30分までの予定の確保をお願いいたします。

また、それまでの間に先ほどの資料の第2号でご説明いたしました実態調査を行う予定です。実際は10月の初旬から始める予定です。実施に当たっては、メール等で我々事務局のほうから委員の皆様方に情報提供をさせていただきたいと存じます。どうぞ、その際にご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

なお、先ほど来申し上げておりますが、本日会場でお配りしました配付文書につきましては回収させていただきますので、机の上に置いていただきましてお帰りいただきますようお願いいたします。

以上です。

**遠藤会長：**ありがとうございます。

それでは本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

次回の開催は、来年1月を予定とのことですので、また皆様、どうぞよろしく申し上げます。

本日、2時間にわたって、貴重なご意見を賜りまして、本当にどうもありがとうございました。

以上